

佐賀県告示第 483 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 30 年 12 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

唐津市

2 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（相知処理区）

3 事業施行期間

平成 6 年 1 月 14 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 6 年佐賀県告示第 22 号、平成 11 年佐賀県告示第 250 号、平成 13 年佐賀県告示第 414 号、平成 18 年佐賀県告示第 105 号、平成 21 年佐賀県告示第 244 号及び平成 26 年佐賀県告示第 121 号の事業地に唐津市相知町楠字井ノ淵及び字椀ノ木を加える。